

公益財団法人世田谷区保健センター 理事会運営規則

(平成 23 年 10 月 7 日
公財世保規則第 5 号)

(適用の範囲)

第 1 条 公益財団法人世田谷区保健センターの理事会（以下「理事会」という。）の運営に関し必要な事項は定款に定めるほか、この規則の定めるところによる。

(理事会の構成)

第 2 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事は学識経験者、利用者代表のほか、世田谷区及び区内医療団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会）から推薦を受けたものが評議員会の選任を経て就任する。

(権限)

第 3 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第 4 条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の 2 種類とする。

2 定時理事会は、事業年度毎に概ね 5 月、12 月、3 月の 3 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催することができる。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集者)

第 5 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(招集通知)

第 6 条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、

開催日の7日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

- 2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
- 3 前2項の規定に係らず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第7条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 前項にかかわらず、理事長が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(定足数)

第8条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第9条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の議決に、理事として表決に加わることはできない。

(監事の出席)

第10条 監事は、理事会に出席し、意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第11条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第12条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(議事録の配付)

第13条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配付して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

(事務局)

第14条 理事会の事務局には、事務局長がこれに当たる。

附 則

1. この規程は、平成23年11月1日から施行する。
2. この規則の施行においては「公益財団法人世田谷区保健センター理事会規則」を廃止する。

附 則

この規則は、平成26年12月1日から施行する。